



年末調整について

本年も年末調整の手続きを始める時期がやってきました。年末調整は納めるべき所得税の不一致を精算するための大切な手続きです。

ここでは申告書類の紹介と主な注意点を記載します。手続き等の詳しい説明は、後日事務職員からあります。説明に沿って適正な手続きを行いましょう。

☆☆☆☆☆ 年末調整(平成25年分)申告書類一覧 ☆☆☆☆☆

- ① 平成25年分給与所得者の扶養控除等(異動)申告書
- ② 平成26年分給与所得者の扶養控除等(異動)申告書
- ③ 平成25年分給与所得者の保険料控除申告書兼配偶者特別控除申告書
- ④ 平成25年分給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書(該当者のみ)



注1 保険の払込証明書が必要になります。届いたら大切に保管してください。

注2 扶養者の所得や在学していることを証明する書類が必要になる場合があります。

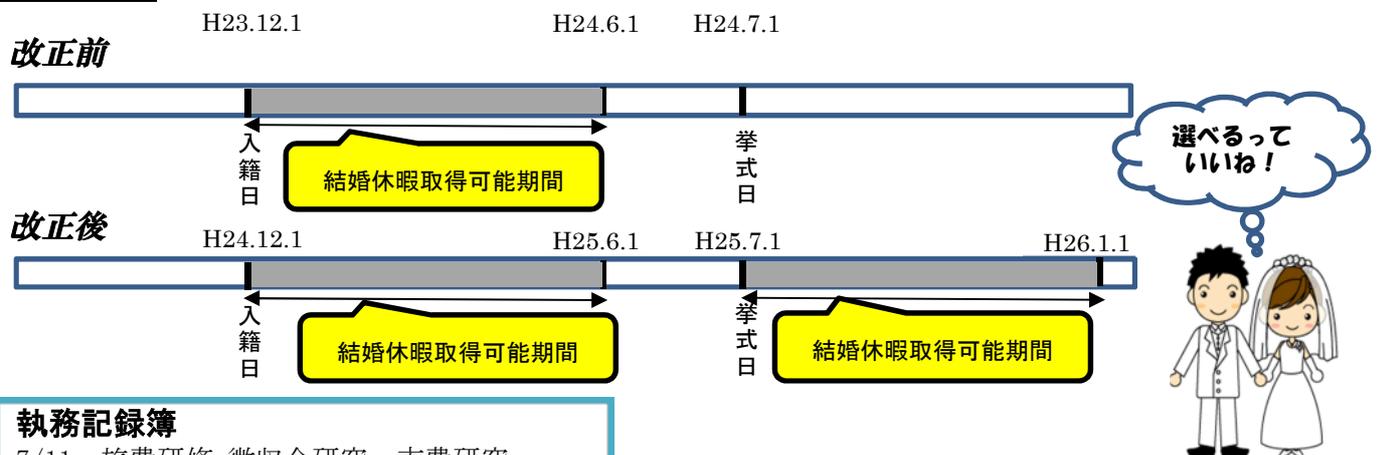
勤務処理について(結婚休暇編)

7月号で特休の種類について少し触れましたが、その中の「結婚休暇」について本年度一部改正がありました。今回はその改正部分とともに、「結婚休暇」について紹介します。

「結婚休暇」は特別休暇の1つで、結婚した職員が結婚した日から6ヶ月以内に、週休日・休日を除く連続した7日間取得できる休暇です。

これまでは、基準となる“結婚した日”について、〈婚姻届を提出した日〉もしくは〈挙式を行った日等〉の早い方とされてきました。しかし、今回の改正により平成25年4月1日にさかのぼって“結婚した日”について、〈婚姻届を提出した日〉または〈挙式を行った日等〉を職員が選べることとなりました。

(H25.4.1以降 に〈婚姻届を提出した日〉もしくは〈挙式を行った日等〉がある職員にこの改正は適用されます。)



執務記録簿

- 7/11 旅費研修・徴収金研究・市費研究
- 7/25 給与点検・共同実施研究・徴収金研究
- 8/22 相互点検・旅費研修・徴収金研究
- 8/29 相互点検・市費研究・徴収金研究
- 9/12 旅費研修・徴収金研究・執務室だより
- 9/26 手当審査・徴収金研究・執務室だより

～次回予告～ (12月発行予定!)

「期末勤勉手当について」

をお知らせいたします。